

外為法上の対内投資審査制度の概要・補強の必要性

【対内直接投資審査制度の概要】

- 外為法は、対外取引自由を原則としつつ、対外取引に対する必要最小限の管理調整を行う観点から、**外国投資家が国の安全等の観点から指定される一定の業種（指定業種）を営む企業**（※）に対して**対内直接投資を行う場合**には、**審査付事前届出**を要求。
※ 当該企業のほか、当該企業の子会社が指定業種を営む場合を含む。
- 経済の健全な発展につながる対内直接投資を促進する観点から、**投資家が経営に関与しない等の一定の基準を遵守する場合には、外国政府等による投資を除き、事前届出を免除（事前届出免除制度）**。

【対内直接投資審査制度の補強の必要性】

- 国の安全等を損なうリスクが高いと認められる以下の外国投資について、事前届出免除制度の対象外とする必要
 - **外国政府との契約や、外国の法令に基づき、外国政府の情報収集活動に協力する義務**が課されている投資家などからの投資
 - 経済安全保障推進法上の対象事業者のうち、特に外為法による対応の必要性が高い事業者（**「特定社会基盤事業者」であり、かつ「コア業種」に属する事業者**）への一定の投資

※なお、いわゆる「コア業種」については、今般改正により、法令上「特定業種」として規定する。

事前届出免除制度（改正前）

- 指定業種への投資については原則、審査付事前届出を求めつつ、健全な投資を阻害しないよう、**経営に関与しない等の一定の基準を満たす場合には、投資家属性等に応じ、以下のとおり審査付事前届出の免除が利用可能。**
- 外国金融機関**：コア業種を含むすべての指定業種に対する投資について、審査付事前届出の免除が利用可能。
- 一般投資家、認証を受けたソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）等**
 - コア業種を除く指定業種について、審査付事前届出の免除が利用可能。
 - コア業種に対する投資については、**10%未満の株式取得等で、取締役会等の重要な意思決定に関与しない等の上乗せ免除基準を遵守する場合**に限り審査付事前届出の免除が利用可能。
- 外国政府・国有企業等**：すべての指定業種について、審査付事前届出の免除は利用不可。

上場株の場合 上場株の1%以上の取得の場合に事前届出が必要。		外国金融機関 （※ 外国の業法等の法令に基づき当局の監督を受ける金融機関）	一般投資家 認証SWF等	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等
	非指定業種	規制対象外		
	コア以外の指定業種	免除基準を遵守する場合、 事前届出免除が利用可能		審査付事前届出 ※免除利用不可
	コア業種	（10%未満） 免除基準 + 上乗せ免除基準を遵守する場合、事前届出免除が利用可能	（10%以上） 審査付事前届出 ※免除利用不可	

事前届出免除制度（改正後）

（赤字は今回追加）

上場株の場合		外国金融機関	一般投資家 認証SWF等	特定外国投資家に準ずる者 （新カテゴリー）	違反処分を受けた者、 外国政府・国有企業等、又は、 特定外国投資家
	非指定業種	規制対象外			
上場株の1%以上の取得の場合に事前届出が必要。	コア以外の 指定業種	従来の免除基準			審査付事前届出 ※免除利用不可
	コア業種	特定コア事業者 （新カテゴリー）	〔10%未満〕	〔10%以上〕	
			従来の免除基準 + 上乗せ基準	審査付事前届出 ※免除利用不可	
				審査付事前届出 ※免除利用不可	

※非上場株の場合、コア業種に係る株式取得については、従来よりすべての外国投資家に対し事前届出を義務付けている。その他の指定業種に係る株式取得については、上場株の場合と同様、今般改正により、特定外国投資家を事前届出が義務付けられる投資家類型に追加する。

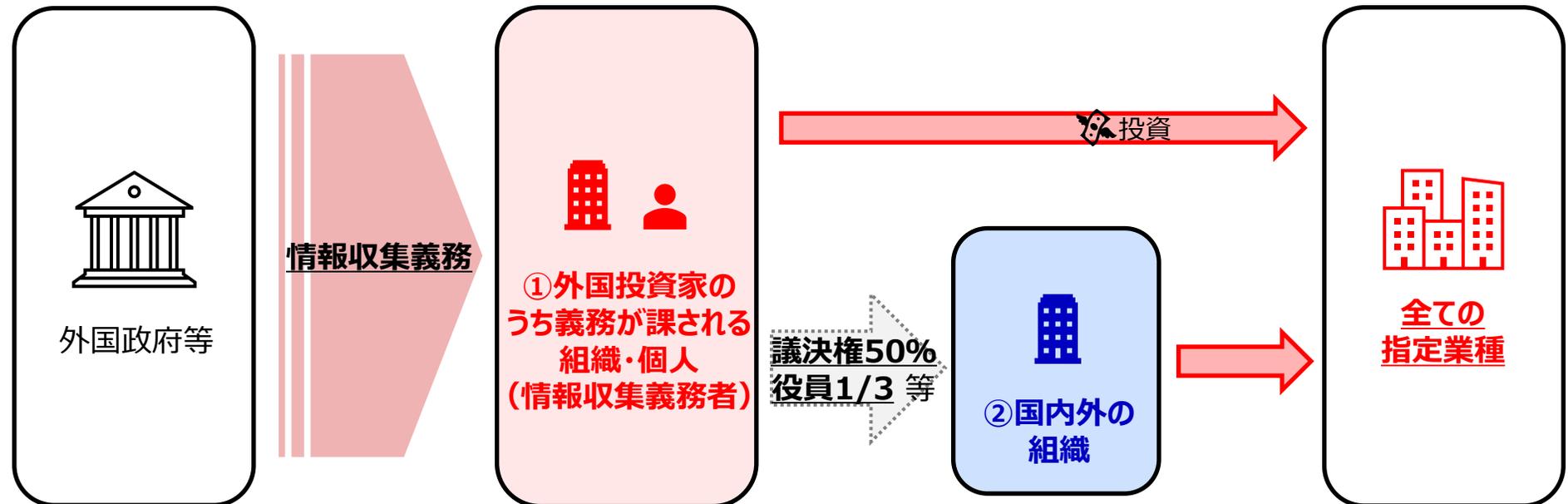
特定外国投資家

1 特定外国投資家

外国投資家のうち、以下①・②のいずれかに該当する者（情報収集義務者等）を特定外国投資家と定義する。

- ① 対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じるおそれ大きい情報を、**外国政府等との契約や外国の法令等に基づき、当該外国政府等に開示することによって、当該外国政府等に協力する義務を負う組織（法人その他の団体）又は個人**
- ② 上記の義務を負う組織・個人及び当該組織・個人に対して当該義務を課す外国政府等が以下のいずれかに該当する関係を持つ組織
 - a. 議決権・株式数等の**50%以上**を占める組織
 - b. 役員**の1/3以上**を占める組織等

→ すべての指定業種に対する投資について、事前届出を義務化（免除利用不可）



特定外国投資家に準ずる者

2 特定外国投資家に準ずる者

規制の潜脱を防止する観点から、形式的には特定外国投資家の要件を満たさない投資家であっても、以下のような者を「特定外国投資家に準ずる者」とする。

- ・ 情報収集義務者（前頁①）が実質的な意思決定を掌握していると認められる者、
- ・ 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者、
- ・ 情報収集義務者等（前頁①・②）との契約、又は当該契約を行った者との契約（さらに同様の契約が連なる場合、それらの各契約を含む）により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

→ 「特定コア事業者」に対する投資に限定して事前届出を義務化（免除利用不可）

その他のコア業種に対する投資について、従来の免除基準に更なる上乗せ基準（告示）を追加

更なる上乗せ基準（案）

- ・ コア業種に属する事業に関する非公開情報（発行会社等の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く）にアクセスしない。
- ・ 発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない。

（実質的な意思決定を掌握している例）

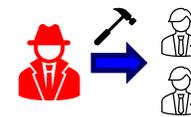


- ✓ 情報収集義務者には非該当
- ✓ 情報収集義務者の役員比率が1/3未満
- ✓ 情報収集義務者等の資本比率が50%未満
- ✓ その他要件にも非該当

→ 特定外国投資家には非該当



役員のうち、情報収集義務者にあたる少数者が意思決定を掌握。



情報収集義務者が、脅迫等により意思決定を掌握。

3 「特定コア事業者」の範囲

経済安保推進法における「特定社会基盤事業者」で、かつコア業種に属する事業を営む事業者を「特定コア事業者」として整理する。

特定社会基盤事業者とは、経済安全保障推進法において、基幹インフラが我が国の外部から行われる役務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されることを防止するために、規制の対象となっている事業者。